

平成 24 年度国際化推進活動助成金 実施方針

1 申請・採択の基準等について

(1) 申請の制限について

- ①同一内容の事業は、原則 3 回（不連続含む）まで申請できます。
- ②平成 19 年度国際化推進活動支援助成金前期申請、及び平成 19 年度留学生生活用支援事業助成金における採択からカウントします。但し、3 回を超えた事業でも以下のいずれかの点で事業のグレードアップが認められる場合は、今年度に限り、更に 1 回申請できます。
- ③過去に 5 回交付決定を受けた事業については、更にグレードアップがある場合でも申請はできません。
- ④平成 22 年度をもって廃止・統合された「国際交流団体補助金」の対象団体については、平成 23 年度国際化推進活動助成金の採択から、上限を 3 回としてカウントします。
- ⑤過去の申請に関し、事業の中止等で交付が取消となった場合は交付回数に含みません。

<事業のグレードアップ>

- ・事業の参加者及び事業費総額が前回実施時より 20%以上増加すると見込まれるもの
- ・事業の実施回数や実施地域を拡大するもの
- ・既存事業に新規事業を追加、組合せているもの

2 事業実施に関する注意点

(1) 事業内容の変更について

事業実施に伴い、申請時と事業内容が異なる場合で「軽微な変更の範囲」に該当するか判断が難しい場合は、必ず着手前に当協会まで連絡してください。（変更内容によっては、助成対象とならない場合や、変更交付申請を提出していただく場合もあるので、ご注意ください。）

(2) 賛助会員について

本助成金は、当協会の賛助会員が対象になります。賛助会員の新規・継続申込みが事業申請時点で間に合わない場合は、助成金交付決定後速やかに手続きを行ってください。（採択の基準として、平成 24 年度賛助会員になる予定をしている団体に限ります。）

3 その他

当協会の厳しい財政状況により、当事業の平成 24 年度予算は減額となる見込みです。